

関東学園大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

関東学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び教育方針として明文化した使命・目的をもとに、大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的を学則に定めている。各学科の人材養成の目的には、「国際的協調の態度」とともに社会情勢などを踏まえて「コンピテンシー（社会対応力）」「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」を加え、個性・特色を反映している。大学の使命・目的や教育目的を学長自らが教職員に説明した上で、教育方針、各学科の人材養成の目的を学内外に周知している。各学科の人材養成の目的は複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制のもとで改正を行っており、学校法人が策定した「学校法人関東学園中期計画（2020年度～2024年度事業計画）」（以下「中期計画」という。）は大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的を反映した内容となっている。使命・目的等を達成するために適切な教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

教育目的等を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿って適切に入学試験を実施しているが、各学科は入学定員及び収容定員を下回る状態にあり、定員確保に向けて募集活動を積極的に行っている。出席情報管理システムを出席不良学生の指導等で活用し、情報系のインストラクターを配置するなど教職協働による学修支援体制を整備している。キャリア支援に関しては、インターンシップ参加を促す体系的な教育や、専門の部門を設けるなど教員と職員が協力して行っている。学生サービス等を行う部門を設けて大学独自の経済的な支援制度を整備している。また、学生の心身の健康相談などを組織的に行っている。校地、校舎等は十分な面積であり、学生が利用しやすい学修環境を整えている。各種調査や面談などで学生の意見・要望を把握し、学修支援、学修環境の改善に反映する体制を整備している。

〈優れた点〉

○在学生の満足度と学修意欲の向上を図るために、食堂の女子トイレのパウダールーム改修など、可能な範囲で学生の要望に迅速に対応している点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。ディプロマ・ポリシーに基づく単位認定

や卒業認定の基準を定めて周知し、厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿ってカリキュラム・マップ等も定めて組織的に編成し、教養教育も適切に実施している。少人数の実践的な学修機会を取入れるなど授業方法を工夫し、学生による授業評価を実施して教授方法の改善を進める組織体制を整備している。シラバスに「コンピテンシー」との関係を示した上で単位修得や就職内定の状況及び卒業生に対する意識調査の結果を利用し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。調査の分析結果を教職員で共有し、教育内容・方法などの改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、規則に基づき副学長を置くなど補佐体制を整備するとともに、教学マネジメント組織を整備して権限と責任を明確にしている。学長が教授会に意見を聴くことを必要とする重要事項を学則に定めて周知している。規則に基づき教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し役割を明確化している。専任教員数は設置基準を満たし、採用・昇任は規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)に関しては、FD 研修等を組織的に実施している。SD(Staff Development)に関しては、各種の研修を実施するなど職員の資質・能力の向上を図っている。研究倫理に関する規則を整備して厳正に運用している。規則を整備して個別研究室の確保など快適な研究環境を整備するとともに、外部研究資金の獲得に関する人的支援などを行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「関東学園寄附行為」をはじめとする諸規則に基づき適切な運営を行っている。「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、実施状況の点検結果を公表している。環境や人権に配慮し、危機管理の体制を整備して適切に機能している。理事会は、寄附行為、諸規則に基づき決議事項を明確にして意思決定ができる体制を整備しており適切に機能している。理事は寄附行為に基づき適切に選任している。法人と大学間の連携や意思疎通を図るための体制を構築し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教育研究目的を達成するための財源を確保し、中期目標及び中期計画に基づき財務運営を行っている。一部の財務比率は厳しい数値を示しているが、要因を分析し改善に取り組んでいる。監事、監査法人、内部監査室による監査体制を確立し、会計処理は諸規則に基づき適切に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

全学的な自己点検・評価等の方針を学則に定め、「自己点検・評価基本構想検討会」「全学自己点検・評価実施委員会」「関東学園大学 FD 推進委員会」を設け、内部質保証のための恒常的な組織体制と責任体制を整備している。法人と大学の関連各部署がデータを収集・蓄積してエビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を行い、結果をホームページで公表し学内で共有している。各委員会等が自己点検活動を行って成果と次年度の課題や目標を示す報告書を作成し、全教職員が共有している。IR(Institutional Research)活動を推進するための委員会と部門を設け、データの収集と分析を行うための体制を整備している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリ

シー) を起点とした内部質保証に関しては、自己点検・評価等の結果を中期計画や事業計画に反映する仕組みを確立し、教育の質の改善・向上に努めている。

総じて、大学は、「国際的協調の態度」「コンピテンシー(社会対応力)」を身に付けた「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」という個性・特色を反映した使命・目的を達成するため、実践的な学修やキャリア支援などに積極的に取り組んでいる。自己点検・評価には全学を挙げて取り組んでおり、内部質保証は機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.コンピテンシー教育」「基準 B.地域社会との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神である「敬和・温順・質実」を継承する教育方針として明文化している。建学の精神及び教育方針をもとに簡潔に文章化した大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的を制定し、学則において規定している。各学科の人材養成の目的には、教育方針に掲げる「国際的協調の態度」とともに、社会情勢などを踏まえて「コンピテンシー(社会対応力)」及び「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」を加え、大学の個性・特色を反映している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「全学自己点検会議」で学長による大学の使命・目的や教育目的についての説明があり、教職員が聴講している。各学科の人材養成の目的は、複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制のもとで改正を行っている。大学の使命・目的を明文化した教育方針、各学科の人材養成の目的は、大学ホームページや学生便覧及び学生募集要項等を通じて学内外に周知している。中期計画は大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的に沿った内容となっている。三つのポリシーは、使命・目的等を踏まえて策定しておりホームページで公表している。使命・目的等を達成するために経済学科と経営学科を設置するなど適切な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の基盤である教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等で周知している。アドミッション・ポリシーに沿って学生を受入れるべく、入試本部において入学試験問題作成委員を置き、入学試験問題作成要領を審議し、入学試験を実施している。面接を実施する試験等においては思考力・判断力・表現力・主体性などを入念に評価し、検証も適切に行っている。学生受入数は経済学科・経営学科ともに入学定員及び収容定員を下回る状態が続いているが、積極的な高校訪問、連携校での進学説明会、特に経済学科在籍の女子学生の活動を紹介し、大学の魅力をアピールするなど定員確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○経済学部経済学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は、改善を要する。

〈参考意見〉

○経済学部経営学科が収容定員未充足のため、定員充足に向けた一層の取組みが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の教育及び学修支援等を円滑かつ適切に運営するために教務委員会を設置し、教員と職員が協働する学修支援体制を整備している。全専任教員、客員教授及び兼任教員が週 1 回 90 分以上のオフィスアワーを実施している。全授業を対象とする出席情報管理システムを整備し、中途退学等への対応策としてセミナー・演習科目の担当教員が出席不良学生の早期発見と指導・助言の際に役立てている。図書館やコンピュータセンターにはインストラクターを配置し、授業の補佐に加え、各種講習会を実施し、個々の学生の学修意欲の向上に寄与している。障がいのある学生の受験や入学希望を把握した段階で、教務委員会と学生支援センターが連携して検討を行い、入学試験の実施や入学後の学修環境において可能な配慮を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1 年次から 3 年次まで体系的にキャリア教育科目を配置している。インターンシップへの参加促進の観点から、2 年次以上を対象に「インターンシップ実践演習」を開講している。セミナー・演習科目の担当教員がコンピテンシー教育の一環として学生と面談を行い、キャリア形成や進路選択について助言する体制を整備している。教育課程外のキャリア支援についてはキャリアサポート窓口を設置し、学生支援センター職員と就職委員会委員である教員が協力して随時面談希望者に対応する体制を整備している。卒業年次生向けの会社説明会、キックオフガイダンスなどの各ガイダンス、仕事研究、面接対策を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスと厚生補導を行う組織を整備し、セミナー・演習科目担当教員とも連携して学生生活を安定させる組織が機能している。保健室には有資格者を配置して学生の心身の健康相談を行っている。学生相談室を設置し、問題を抱える学生への相談対応を行っている。また、授業の出席状況などをモニタリングしながら、中途退学などの問題を抱えていそうな学生がいた場合は積極的に相談を受け、必要に応じて看護師やカウンセラーが対応している。大学独自の「特待制度」「学納金月払い制度」「留学生授業料減免制度」を設け、学生の経済的支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などは、教育目的を達成するために適切に整備し有効に活用している。コンピュータ教室、マルチメディア教室等を配置するとともにセキュリティに配慮した学内通信ネットワークを構築するなど ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。図書館は十分な数の和洋専門雑誌と経済経営系の専門図書を配備し、学生が自由に利用できるセミナー室も設置し、学修の便を図っている。建物の非構造部材部分の耐震改修を進め、利用度の高い施設についてバリアフリー化するなど、安全性・利便性に配慮して適切に管理している。授業を行うクラスサイズは教育効果を十分に上げられるよう考慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学期ごとに全科目を対象に「授業評価アンケート」を実施して学生の意見・要望を把握し、学修支援の改善に反映する体制を整備している。「ユーザ満足度調査（IT 活用状況調査）」を実施して学生の意見・要望の把握し、学修支援、ICT 環境の改善に反映する体制を整備している。セミナー・演習科目担当教員による面談などを利用して学生の意見・要望を把握し、学生生活の改善に反映する体制を整備しているほか、令和 5(2023)年度末には「学生生活満足度調査」を実施し、より学生の意見・要望を聴く体制を整備し、全学的検討を経て可能なことから改善に取り組んでいる。「卒業生意識調査」「学生満足度調査」等によって学生の意見・要望を把握し、学修環境の改善に反映する体制を整備している。

〈優れた点〉

○在学生の満足度と学修意欲の向上を図るために、食堂の女子トイレのパウダールーム改修など、可能な範囲で学生の要望に迅速に対応している点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページで公開している。ディプロマ・ポリシーに基づき単位認定基準や卒業認定基準を学則及び「経済学部履修細則」に定め、履修の手引きに掲載しているほか、単位認定基準についてはシラバスに明記し、周知した上で厳正に適用している。学修成果の評価においては GPA(Grade Point Average)を用い、学修指導、学内表彰等の決定及び特待制度における継続可否の判定を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を踏まえ、学科ごとのディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定するとともに、大学ホームページ等で周知している。また、これらの関連性を体系的に示すべく、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを策定し、学生向けポータルシステムで公表している。

教育課程については、「基礎科目」「一般教育科目」「専門教育科目」の科目群を体系的に関連付けている。教養教育においては教育に偏りが生じないように、専門教育では五つのコースを設置し、各コースが掲げる人材育成の目標に沿って編成を行っている。また、少人数による実践的な学修機会を提供しているほか、授業内容や運営方法の改善を目的として「授業評価アンケート」を実施するなど組織体制を整備している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各科目のシラバスにおいて、各学科のディプロマ・ポリシーに基づく「コンピテンシー（社会対応力）」との関係を明示し、学ぶ意欲の向上を図っている。学生の履修状況、単位修得状況、学修状況については、教務委員会が中心となって把握し、学長主催会議や教授会等で定期的に学修成果の点検・評価を行っている。資格取得状況、キャリア科目の学修状況、就職活動及び内定獲得状況を教職協働で把握し、点検・評価に利用している。「授業評価アンケート」の結果を担当教員に共有するとともに、全体の調査結果を学内で共有し、教育内容や方法の改善にフィードバックしている。卒業生に対し「卒業生意識調査」を実施し、教育目的の達成状況等を点検している。

三つのポリシーの達成状況や学生の学修成果を確認・評価し改善につなげるために、「関東学園大学アセスメント・ポリシー」を策定し、運用を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学業務執行上の重要事項に関しては、学長が議長となる「学長主催会議」で協議した上で教授会に付議し、教授会の審議を経て学長が意思決定を行う体制を確立しており、学長は適切に教学マネジメントにおけるリーダーシップを発揮している。副学長は、募集関係の会議及び委員会等に出席し学長を助けている。教授会及び各委員会の権限・役割は、関係規則等において明確に規定し、学長が教授会に意見を聴くことを必要とする「教育研究に関する重要な事項」を学則に定めるなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。事務組織及び事務分掌に関する規則等に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については設置基準に定める必要な専任教員数を適切に確保している。教員の採用・昇任に関しては「関東学園大学教員資格審査委員会規程」「関東学園大学教員資格審査基準」及び「関東学園大学教員資格審査基準細則」を定め、適切に運用している。

公開授業後に授業担当者・見学者を対象とする FD 研究会を実施するとともに「授業評価アンケート」実施後に各科目の担当教員に対して結果に対する学生へのコメント作成を課すなど教育内容・方法等の改善の効果を高めるために工夫している。研究倫理に関する研修、教職員への能力や資質向上のための FD 研修などを実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修は、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学連盟等の外部団体が主催するオンデマンド配信による講演会や説明会を職員全員が視聴し、文部科学省の施策、補助金制度等について理解を深めている。学内においては倫理教育やコンプライアンス教育を教職員全員が受講し認識を深めている。また、OJT を中心に一つの業務を複数人で実施するなど情報共有に努め、職員の資質・能力の向上を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

一人一室の教員研究室を確保するなど、研究環境を適切に整備して有効に活用している。外部の研究資金の獲得に関する支援は、学生支援センターが年間を通じ、申請に関する情報提供や申請の補助業務を実施している。研究倫理規則を定め、毎年、専任教員を対象に研究倫理教育、公的研究費の使用及び管理に関わる教員・職員に対してコンプライアンス教育及び啓発活動の推進を図っており、研究活動における法令遵守や不正行為防止等に取り組んでいる。研究活動への資金配分については関係規則を周知し、適切に研究費を配分するとともに、パソコンや必要な備品類、専任教員にスマートフォンを大学が貸与し、教育研究活動に活用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、法令の遵守を明記し、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、関係規則に基づき経営の規律と誠実性の維持に努め適切な運営を行っている。「私立大学ガバナンス・コード」に基づく実施状況の点検を行い、結果を公表している。大学においても「学長主催会議」での協議や教授会での審議を経て学長が最終決定し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしている。環境保全については環境に関わる施設・設備などを定期的に点検し、人権への配慮に関しては「キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン」「関東学園個人情報保護に関する規程」等を整備している。安全への配慮に関しては「危機管理基本マニュアル」「関東学園大学消防計画」を定め消火・避難訓練も実施しており適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び同施行細則にのっとり決議事項を明確にし、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事の選任は、寄附行為に基づき、多様な意見を法人の運営に取入れられるように配慮して適切に行っている。

理事会の機能が停止することなく円滑に意思決定を行えるようにオンライン会議システムを導入している。

寄附行為により、あらかじめ定めた順位に従い理事長の職務を代理し又はその職務を行う理事を定めており、法人運営に支障が生じないようにしている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の構成員として学長が、評議員会の構成員として学長、副学長等が就任し、法人及び大学間の連携と意思疎通を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる内部環境を整備している。理事会では、教授会や学長主催会議等で議論した結果を踏まえ改善事項を審議し、今後の方針について検討するという管理体制を運用している。予算、事業計画、寄附行為の変更等、法人の業務に関する重要事項については理事長が評議員会に諮問し、評議員会は必要な意見を述べ、諮問に答えるなど円滑に機能している。

評議員の選任は、規則に基づき適切に実施している。監事の選任は、規則に基づき適切に行っており、監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べ「監事監査基準」等に基づき法人業務などの監査職務を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期目標及び中期計画に基づき、財務運営を行っている。大学の定員未充足が収支状況に影響を与えているため、基本金組入前当年度収支差額は支出超過が継続しているが、要因を分析し、改善に取り組んでいる。短期・長期借入金はなく、純資産構成比率が高い健全な財務状況が維持できており、教育研究目的を達成するための財源は確保できている。

今後は、使命・目的を達成するために、学生生徒等納付金収入及び補助金収入の増加を目指して、安定的な入学者の確保に期待するとともに、外部資金の導入についても、研究に関する外部資金等獲得に向け更に積極的に取り組み、財務基盤の収支バランスの安定に期待したい。

〈改善を要する点〉

○収容定員の未充足が続き、支出超過の状況が継続しているため、適切な在籍学生数の確保に努めるなど、収支均衡に向けた改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人関東学園経理規程」「固定資産管理規程」「学

校法人関東学園資金運用規程」に基づき、適切に実施している。年度予算は、寄附行為の手続きに沿って評議員会に諮問、理事会で審議決定し適正に行っている。また、予算の補正が必要となった場合は、予算編成の手続きを経て、適切に補正予算を編成している。「関東学園内部監査規程」に基づき内部監査室を設置し、公認会計士及び監事と連携し、適正に会計監査を行っている。監査室が実施する内部監査、監事による業務と財産の状況等の監査及び監査法人による会計監査の定期的な監査体制を整備しているほか、必要に応じて意見交換を行うなど、三様監査の連携がとられており、厳正に実施している。また、監事は毎年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において全学的な自己点検・評価及び認証評価の方針を明示している。「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」において自己点検・評価及び認証評価を受けるために「自己点検・評価基本構想検討会」「全学自己点検・評価実施委員会」「関東学園大学 FD 推進委員会」を規定し恒常的な組織体制を整備している。自己点検・評価実施のための基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想検討会」は、学長が議長となり理事長及び副学長、学部長、学科長等を構成員としている。基本構想に基づき自己点検・評価の実施要領を作成し全学に実施の指示を行う「全学自己点検・評価実施委員会」は学部長、学科長、事務長及び主要関係委員会の長を構成員としており、内部質保証のための責任体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

法人事務局及び大学の関連各部署が主体となってさまざまなデータの収集・蓄積を行い、

日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目に即してエビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を行っている。全学的な自己点検・評価は、「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」により3年又は4年ごとに実施している。これまでに作成した自己点検評価書は、大学ホームページで公表するとともに学内で共有を図っている。各委員会を中心とした自己点検活動を継続して行い、所管する分野での取組みと成果、次年度の課題と目標を示す報告書を毎年度作成し、全学自己点検会議を通して全教職員が共有している。IR活動を推進するために「IR推進委員会」と「IR推進室」を設け、「関東学園大学アセスメント・ポリシー」に則してデータの収集と分析を行うための体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目6-3を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動として、自己点検・評価や認証評価の結果により明らかになった課題や改善すべき点については関連各部署で対応を済ませている。各委員会を中心とした自己点検活動についても、当該年度の取組みと成果を評価した上で、次年度の目標を設定する仕組みを確立している。中期計画や毎年度策定する事業計画には自己点検・評価や認証評価の結果を反映している。中期計画については、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度を対象として分野・目標ごとに4段階で進捗状況进行评估している。その結果を踏まえて教育の質の改善を目指す努力を行い、適切な履修指導により選択科目である演習科目の履修率向上などにつなげており、内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. コンピテンシー教育

A-1. 関東学園大学のコンピテンシー教育

A-1-① コンピテンシー育成プログラムとその実践

【概評】

「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」という教育目的を実現するために、独自のコンピテンシー教育を実践している。「コンピテンシー（社会対応力）」は、近隣の公共団体や企業への調査から導き出したものであり、「表現力」「人との交流・協業」「主体性・積極性」「職業観・社会への関心」「論理的思考力」「リーダーシップ」の六つの要素から構成される。全ての科目において、これらの要素との関連性を明示するとともに、ディベート大会やプロジェクト型授業等、地域との関わりを重視した実践的なプログラムも多く取

入れている。プログラムの実施に際し、セミナー・演習系科目の担当教員がアドバイザーを務め、学生の進捗状況を把握し、個々の学生に応じた助言を行うことで、学生は「PLAN-DO-SEE」サイクルを展開し、自らの成長を自己評価している。

平成16(2004)年度から始動した「コンピテンシー教育プログラム」は、教育の中心的役割を果たしている。このプログラムの発展には、個々の学生への支援が不可欠であり、アドバイザーとしてセミナー・演習系科目で関わる教員の能力向上が重要である。組織的なFDを通じた教員の能力が向上し、必要な授業科目数に対し担当教員が十分配置されることを期待したい。

基準B. 地域社会との連携

B-1. 大学が持っている資源の社会への提供

B-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている資源の社会への提供

B-2. 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されていること

B-2-① 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されているか

【概評】

地方自治体の要請を受けて、各種委員会や審議会等に派遣しているほか、太田市や太田商工会議所との共催で、地域住民を対象とする公開講座を実施し、群馬県教育委員会の広域学習サービス「ぐんま県民カレッジ」に関与している。高大連携の実績としては、近隣の高等学校から生徒を受入れ、大学教育を理解するための機会を提供し、大学・高校間の信頼関係の構築を目指している。これらの取組みを通して、大学が有する人材資源の社会への提供を行っている。

地方創生に関する研究を担う「関東学園大学地方創生研究所」を設置し、所属する専任教員が地方創生に関する研究活動や各種講座や講演会を開催している。また、地方創生に関連する事業にも関与している。近年では、群馬県や太田市等と連携した群馬県活性化イベントや、デジタル推進に係るセミナー等の開催に取り組んでいる。自治体及び企業との連携については、同県大泉町における行政外部評価事業に学生が参加したほか、協力企業から提示された具体的な経営課題について、課題解決に関わっている。加えて、群馬県内の大学間連携にも関わり、単位互換の協定締結、私立大学キャリアサポート会議や合同会社説明会を開催している。教育目標に掲げられている「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを目的として、地域との多層的な連携を進めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

情報通信テクノロジーの進展に伴う社会のデジタル・トランスフォーメーション化や統計データを駆使したエビデンス・ベースド・プラクティスの普及に適応できる知識と実践力を培うために、本学は、令和4(2022)年度より、「データサイエンス教育プログラム」を新設し、全学的な学生の履修促進を行っている。そして、本学のプログラムは、令和5(2023)年8月に、文部科学省の数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「リテラシー・レベル」と「応用基礎レベル」で認定を受けた。

本学のデータサイエンス教育プログラムは、必修7科目と選択必修2科目の合計9科目から構成されており、修了要件として必修7科目と選択必修1科目の合計8科目22単位以上の修得が設定されている。この22単位は本学経済学部卒業要件の128単位に対して約17%に達していることから、本学がデータサイエンス教育に力を入れていることの根拠となりうる。具体的な科目は、必修7科目として「テクノロジーと社会(4単位)」「データリテラシー(2単位)」「データサイエンス(2単位)」「データ分析基礎演習(2単位)」「アルゴリズム論(2単位)」「プログラミング実践(2単位)」「スタティスティクス(4単位)」、2科目中1科目の選択必修科目としては「エコノメトリクス(4単位)」「経営情報論(4単位)」が開講されている。また、最初の「テクノロジーと社会」から6番目の「プログラミング実践」までは1年次開講となっており、同じく1年次から全学的に資格取得指導を行っているMicrosoft Office Specialistの学修はその補完的な役割を担っている。そして、2年次開講の「スタティスティクス」あるいは「経営情報論」でデータサイエンスの基礎固めを終えて、より実践的な3年次開講の「エコノメトリクス」で学修を完成させるカリキュラム・ツリー構造になっている。

履修学生の学修成果を確保し、卒業後に実際に活用できるような教育サービスにするため、上記のデータサイエンス教育プログラム対象科目はすべて対面で授業を実施しており、オンライン授業やオンデマンド授業は行っていないことも特色といえる。

履修者数については、令和4(2022)年度251名(在学生の50%)、令和5(2023)年度347名(在学生の71%)と推移しており、プログラム開始時から年度当初の履修オリエンテーションを中心とした学生の履修指導の効果が出ていることがわかる。

また、令和5(2023)年度末にはプログラム開始以来、初めての修了者が合計6名(2年生2名、3年生3名、4年生1名)出ており、うち1名(同年度4年生)はIT企業への就職を果たしている。今後、より多くのデータサイエンス教育プログラム修了者を輩出するべく努めていきたい。

